

「文献史料」目次

古墳時代

- 一 正始八年（二四七） 倭の女王卑弥呼と狗奴国男王卑弥弓呼との交戦。（魏志倭人伝）……………10
- 二 正始八年（二四七） 卑弥呼死に徑百余歩の大塚を作る。（魏志倭人伝）……………10
- 三 神代 天津日子根命は道尻岐閉国造らの祖。（古事記）……………11
- 四 神武天皇朝 神八井命は石域国造らの祖。（古事記）……………11
- 五 崇神天皇十年九月九日 四道將軍派遣。（日本書紀）……………12
- 六 崇神天皇朝 大毘古命父子が相津で会う。（古事記）……………12
- 七 景行天皇二十七年二月 東夷の中の日高見国。（日本書紀）……………13
- 八 景行天皇四十年七月 天皇蝦夷の性質を訓示。（日本書紀）……………13
- 九 景行天皇四十年 日本武尊竹水門で征夷。（日本書紀）……………14
- 一〇 景行天皇五十一年八月二十四日 蝦夷を畿外五か国へ移す。（日本書紀）……………15
- 一一 景行天皇五十五年二月五日 彦狭嶋王を東山道一五国都督に任ず。（日本書紀）……………15
- 一二 景行天皇五十六年八月 御諸別王降る蝦夷は許し他は誅伐。（日本書紀）……………16
- 一三 昇明二年（四七八） 倭王武の上表文。（宋書倭国伝）……………16
- 一四 仁徳天皇五十五年 上毛野君田道伊時水門で敗死。（日本書紀）……………17
- 一五 北限の一人の国造。（国造本紀）……………17
- 一六 敏達天皇十年（五八一） 閏二月 綾糟ら三輪山に清明心を誓う。（日本書紀）……………18
- 一七 舒明天皇九年（六三七） 上毛野君形名の妻蝦夷を破る。（日本書紀）……………19

- 一八 大化元年(六四五) 八月五日 東国国司国造の武器収公。(日本書紀)……………19
- 一九 大化二年(六四六) 三月十九日 紀臣の違反行為を責める。(日本書紀)……………20
- 二〇 齊明天皇五年(六五九) 三月 道奥・越の国司郡領らに叙位。(日本書紀)……………20
- 二一 齊明天皇五年(六五九) 七月三日 唐の天子道奥蝦夷を接見。(日本書紀)……………21
- 二二 天武天皇五年(六七七) 正月二十五日 畿内・陸奥・長門の国司は大山位。(日本書紀)……………21
- 二三 持統天皇三年(六八九) 正月三日 城養の蝦夷に出家を許す。(日本書紀)……………22

奈良時代

- 二四 慶雲元年(七〇四) 六月三日 軍団兵士は一〇番に分けて教習。(続日本紀)……………22
- 二五 慶雲四年(七〇七) 五月二十六日 信田郡の生王五百足唐より帰国。(続日本紀)……………23
- 二六 和銅元年(七〇八) 陸奥国戸口損益帳。(正倉院文書)……………23
- 二七 和銅元年(七〇八) 三月十三日 上毛野朝臣小足陸奥国司となる。(続日本紀)……………25
- 二八 和銅六年(七二三) 我姫国分かれて八国となる。(常陸国風土記 総記)……………25
- 二九 和銅六年(七二三) 大氏族黒坂命山之佐伯野之佐伯を征伐。(常陸国風土記)……………26
- 三〇 和銅六年(七二三) 建借間命荒賊を征伐。(常陸国風土記 行方郡)……………26
- 三一 和銅六年(七二三) 倭武天皇鳥日子を略殺。(常陸国風土記 当麻郡)……………27
- 三二 和銅六年(七二三) 孝徳天皇の時多珂・石城国に分割。(常陸国風土記 多珂郡)……………27
- 三三 景行天皇の世 矢着と命名し後八槻と改める。(陸奥国風土記逸文 八槻郷)……………28
- 三四 垂仁天皇の世 飢え山後飯豊と改める。(陸奥国風土記逸文 飯豊山)……………29
- 三五 和銅六年(七二三) 五月二日 郡郷名は好き字を着けよ。(続日本紀)……………29
- 三六 和銅六年(七二三) 十二月二日 丹取郡を建置。(続日本紀)……………30
- 三七 霊亀元年(七二五) 五月三十日 板東六国の富民一〇〇〇戸を陸奥国へ移す。(続日本紀)……………30

- 三八 養老二年（七一八）五月二日 石城・石背国を建置。（続日本紀）…………… 31
- 三九 養老三年（七一九）七月二十一日 石城国に駅家一〇か処を新設。（続日本紀）…………… 31
- 四〇 養老四年（七二〇）九月二十八日 蝦夷反乱し按察使を殺す。（続日本紀）…………… 32
- 四一 養老四年（七二〇）十一月二十六日 陸奥・石城・石背国の調庸租を免除。（類聚国史）…………… 32
- 四二 養老六年（七二二）閏四月二十五日 百方町歩開墾計画・献穀叙位令。（続日本紀）…………… 32
- 四三 神龜元年（七二四）三月二十五日 海道蝦夷反乱し陸奥大掾を殺す。（続日本紀）…………… 33
- 四四 神龜元年（七二四）四月三日 佐伯宿禰兒屋麻呂に贈位贈物。（続日本紀）…………… 34
- 四五 神龜元年（七二四）四月十四日 板東九国軍三万人を騎射教習。（続日本紀）…………… 34
- 四六 神龜五年（七二八）四月十一日 白河軍団新設丹取軍団改称。（続日本紀）…………… 35
- 四七 靈龜元年（天平十二年（七一五）七四〇） 陽日郷郷里銘木簡。（多賀城出土木簡）…………… 35
- 四八 天平十五年（七四三）三月□日 皆万呂最勝王経精誦。（江平遺跡出土木簡）…………… 36
- 四九 天平十八年（七四六）十二月十五日 陸奥国軍団六院。（続日本紀）…………… 36
- 五〇 天平勝宝元年（七四九）四月二十二日 小田郡より黄金九〇〇両献上。（続日本紀）…………… 37
- 五一 天平勝宝四年（七五二）二月十八日 調庸は多賀以北は黄金以南は布。（続日本紀）…………… 37
- 五二 天平宝字六年（七六二）十二月一日 藤原朝獯多賀城修造。（多賀城碑文）…………… 37
- 五三 天平神護二年（七六六）十一月七日 磐城・宮城二郡焼穀を貧民に賑給。（続日本紀）…………… 38
- 五四 神護景雲二年（七六八）九月二十二日 陸奥国調庸は十年に一度京進。（続日本紀）…………… 38
- 五五 神護景雲三年（七六九）三月十三日 道嶋嶋足陸奥国豪族の一括賜姓を請う。（続日本紀）…………… 39
- 五六 神護景雲三年（七六九）十一月二十五日 元紀伊国名草郡人倅囚の名を除くことを請う。（続日本紀）…………… 40
- 五七 宝龜元年（七七〇）四月一日 元王民の倅囚調庸民となることを願う。（続日本紀）…………… 40
- 五八 宝龜三年（七七二）七月十七日 安積郡人丈部継守らに賜姓。（続日本紀）…………… 41
- 五九 宝龜三年（七七二）十月十一日 下野国の百姓陸奥国へ逃入。（続日本紀）…………… 41

- 六〇 宝亀四年(七七三) 八月二十七日 官物を焼いた郡司は解任する。(続日本紀)……………42
- 六一 宝亀五年(七七四) 七月二十日 行方郡正倉火災で穀類二万五千四百余斛を焼く。(続日本紀)……………42
- 六二 宝亀五年(七七四) 七月二十五日 海道蝦夷桃生城を侵す。(続日本紀)……………43
- 六三 奈良時代中期 北限の万葉歌一三首。(万葉集)……………43
- 六四 宝亀十一年(七八〇) 三月二十二日 上治郡大領伊治公咎麻呂の乱。(続日本紀)……………45
- 六五 宝亀十一年(七八〇) 九月二十日 行方団軍毅上毛野朝臣。(多賀城跡出土漆紙文書)……………45
- 六六 宝亀十一年(七八〇) 十二月二十七日 桃生・白河郡神一十一社を弊社とする。(続日本紀)……………46
- 六七 奈良時代末頃 白河団射手四四人進上。(多賀城跡出土木簡)……………46
- 六八 九世紀 磐城団兵士進上。(市川橋遺跡出土木簡)……………47
- 六九 九世紀 安積団会津郡兵士帰還。(多賀城跡出土木簡)……………47
- 七〇 九世紀 郡司職分田の田植を命じた郡符。(荒田目条里遺跡出土木簡)……………48
- 七一 九世紀末 郡司・税長が官物を填納する。(門田条里遺跡出土木簡)……………48
- 七二 天応二年(七八二) 征夷の神験により鹿嶋神に封戸を奉授。(続日本紀)……………49
- 七三 延暦七年(七八八) 三月三日 歩騎五万二千八百余人多賀城集結。(続日本紀)……………49
- 七四 延暦八年(七八九) 六月三日 官軍北上川を渡河し巢伏村で大敗。(続日本紀)……………50
- 七五 延暦九年(七九〇) 五月五日 遠田公押人遠田臣を賜わる。(続日本紀)……………51
- 七六 延暦十年(七九一) 九月五日 安積臣継守軍糧を献納。(続日本紀)……………51

平安時代

- 七七 延暦十三年(七九四) 十月二十八日 副將軍田村麻呂らの戦果。(続日本紀)……………51
- 七八 延暦十四年(七九五) 七月十五日 郡家正倉郷ごとに一院を置く。(日本紀略)……………52
- 七九 延暦十四年(七九五) 十二月二十六日 逃亡軍士三四〇人を柵戸とする。(日本紀略)……………53

- 八〇 延暦十五年(七九六) 十月二十七日 坂上田村麻呂を鎮守府將軍となす。(日本後紀)……………53
- 八一 延暦十五年(七九六) 十一月二日 伊治城玉造塞間に駅家を置く。(日本後紀)……………53
- 八二 延暦十六年(七九七) 正月十三日 白川・行方・安積・磐城郡人らに賜姓。(日本後紀)……………54
- 八三 延暦十六年(七九七) 十一月五日 坂上田村麻呂征夷大將軍となる。(日本紀略)……………54
- 八四 延暦十八年(七九九) 十二月十日 位階があつて官職のない者三〇一三人。(弘仁格抄)……………55
- 八五 延暦十八年(七九九) 十二月十日 白河・菊多割守六〇人。(河海抄)……………55
- 八六 延暦二十一年(八〇二) 正月九日 坂上田村麻呂胆沢城を造営。(日本紀略)……………56
- 八七 延暦二十一年(八〇二) 四月十五日 阿弓利為・母礼五百余人を率いて降伏。(類聚国史)……………56
- 八八 延暦二十一年(八〇二) 八月十三日 阿弓利為・母礼を河内国杜山で斬る。(日本紀略)……………57
- 八九 延暦二十一年(八〇二) 十二月 諸国の兵士停止するも長門国の五〇〇人を復活する。(類聚三代格)……………57
- 九〇 延暦二十四年(八〇五) 十一月十三日 陸奥国海道諸郡伝馬を停止。(日本後紀)……………58
- 九一 延暦二十四年(八〇五) 十二月七日 藤原緒嗣の提言で軍事と造作を停止。(日本後紀)……………58
- 九二 大同元年(八〇六) 鹿島神・白河神并に封戸を充てる。(新抄格勅符抄)……………59
- 九三 大同四年(八〇九) 五月十一日 城柵の四団軍毅に職田を給う。(類聚三代格)……………59
- 九四 大同五年(八一〇) 五月十一日 健児一人に中男二人の馬子を支給。(類聚三代格)……………60
- 九五 大同五年(八一〇) 五月十一日 信夫以南は春米運搬に功を与える。(類聚三代格)……………61
- 九六 弘仁二年(八一二) 四月二十二日 海道一〇駅を廃止し常陸道に長有・高野駅新設。(日本後紀)……………61
- 九七 弘仁二年(八一二) 五月十九日 坂上田村麻呂の征軍十万。(日本後紀)……………62
- 九八 弘仁二年(八一二) 五月二十三日 坂上田村麻呂薨伝。(日本後紀)……………62
- 九九 弘仁二年(八一二) 閏十二月十一日 文室綿麻呂、兵士二〇〇〇人の他は解却を奏言。(日本後紀)……………63
- 一〇〇 弘仁六年(八一五) 三月二十日 陸奥・出羽両国の良馬を他国へ出すことを禁止する。(類聚三代格)……………64
- 一〇一 弘仁六年(八一五) 八月二十三日 陸奥国の軍制を改正する。(類聚三代格)……………64

- 一〇二 天長七年(八三〇) 十月十九日 信夫郡の菩提寺が定額寺となる。(類聚国史)……………65
- 一〇三 承和二年(八三五) 十二月三日 陸奥国境を越える俘囚や商人を、白河・菊多両刻で取り締まるようにする。(類聚三代格)……………66
- 一〇四 承和七年(八四〇) 三月十二日 磐城郡大領の磐城臣雄公等に、外従五位下を仮授する。(続日本後紀)……………66
- 一〇五 承和十年(八四三) 四月十九日 軍団の兵制を改正し、兵士八〇〇〇人の八番交替とする。(続日本後紀)……………67
- 一〇六 承和十一年(八四四) 正月八日 磐城郡大領の磐城臣雄公等に阿倍磐城臣を賜姓する。(続日本後紀)……………67
- 一〇七 承和十二年(八四五) 正月二十五日 陸奥・出羽両国から天皇への進上物の運搬は、初位以下の子弟が行うようにする。(類聚三代格)……………68
- 一〇八 承和十五年(八四八) 五月十三日 伊具郡麻続郷戸主・磐城団擬主帳の陸奥臣善福等に阿倍陸奥臣を賜姓する。(続日本後紀)……………69
- 一〇九 斉衡元年(八五四) 九月二十九日 陸奥国の課役を一年間免除する。(日本文徳天皇実録)……………69
- 一一〇 貞観元年(八五九) 慈覚大師円仁が靈山寺を中興すると伝わる。(靈山寺縁起)……………70
- 一一一 貞観三年(八六一) 三月二十五日 陸奥国の良馬を他国へ出すことを禁止する。(類聚三代格)……………70
- 一一二 貞観八年(八六六) 正月二十日 陸奥国内の鹿島苗裔神への奉幣を、鹿島神宮司に許可する。(類聚三代格)……………71
- 一一三 貞観十一年(八六九) 五月二十六日 陸奥国で大地震が発生する。(日本三代実録)……………71
- 一一四 元慶四年(八八〇) 九月五日 陸奥国への私的な往来を禁じる。(類聚三代格)……………72
- 一一五 元慶五年(八八一) 十一月九日 安積郡弘隆寺を天台別院とする。(類聚国史)……………73
- 一一六 元慶元々六年(八七七) 八八二 陸奥国七軍団の軍毅・主帳への粮食支給を定める。(類聚三代格)……………73
- 一一七 延喜五年(九〇五) 平良文が宇多郡初野村に羽黒権現を勧請すると伝わる。(奥相志 宇多郡初野村)……………73
- 一一八 延喜六年(九〇六) 正月二十日 安積郡を割いて安達郡を置く。(延喜式 民部上頭注)……………74
- 一一九 承平年間(九三一) 九三八 承平年間に成立の和名類聚抄に、宇多郡を構成する郷名がみられる。(和名類聚抄 郷里部)……………74

- 一一〇 天慶三年(九四〇) 十二月十七日 平将門の弟将種が、陸奥国で謀反を企てているとの知らせが都に届く。(師守記) 75
- 一一一 康保四年(九六七) 康保四年に施行された延喜式に、宇多郡の子負嶺神社がみられる。(延喜式 神祇 臨時祭・神名下) 75
- 一一二 天延四年(九七六) 正月二日 陸奥国某郡の正倉二棟が焼失する。(日本紀略) 76
- 一一三 永観二年(九八四) 霊山寺が「古霊山」から「今の霊山」に移ると伝わる。(霊山寺縁起) 76
- 一一四 長元七年(一〇三四) 十二月十五日 陸奥国の貢納品である絹が、粗悪品ならば返却し、他国の絹であっても良品ならば収納することとする。(左経記) 76
- 一一五 永承二年(一〇四七) 二月二十一日 興福寺僧房の再建費用を負担した藤原氏の中に、陸奥国在住の経清の名がみられる。(造興福寺記) 77
- 一一六 承暦四年(一〇八〇) 十月十九日 陸奥国司から提起された会津・耶麻二郡を一国とする問題などについて協議する。(水佐記) 77
- 一一七 一二世紀頃 海道小太郎成衡の五子が、海道五郡を分有したと伝わる。(東奥標葉記) 78
- 一一八 保延四年(一一三八) 十月二十六日 岩瀬郡が岩瀬荘となる。(上遠野文書 陸奥国庁宣案) 79
- 一二九 仁平元年(一一五二) 安達郡が安達保となる。(壬生家文書 官中便補地由緒注文案) 79